

世界遺産暫定一覧表記載物件の準備状況と課題等について

令和 2 年 8 月 3 日

文 化 庁

1. 暫定一覧表記載の資産**(1) 古都鎌倉の寺院・神社ほか（平成 4 年暫定一覧表掲載）**

「武家の古都・鎌倉」は、平成 24 年に推薦書を提出した。その後、再推薦に向けた準備を継続している。

A) 作業状況

- ・ 昨年 11 月に推薦書案作成に関する活動を一時休止することを発表。

B) 課題等（○価値証明に関するもの、□保全管理に関するもの、以下同）

○世界史的な観点からどのような価値が認められるか検討する必要がある。

○主張する価値に対して適切な構成資産を選択する必要がある。

C) その他

- ・ 特になし

(2) 彦根城（平成 4 年暫定一覧表掲載）**A) 作業状況**

- ・ 行政担当者会議及び学術会議を重ね、顕著な普遍的価値（OUV）の在り方及び保存・活用体制について検討を進めている。
- ・ 滋賀県と彦根市との間で彦根城の世界遺産登録推進に関する協定書が締結され、県市一体となった取組体制が構築された。

B) 課題等

- 「統一された分権体制」を軸とする OUV の妥当性の更なる検討及び主張する価値等について国内外で広く共有を図ることが必要。
- 真実性及び完全性の観点から、主張する価値とそれを証明する構成資産との対応関係に関する検討が求められる。
- 主張する価値に立脚した比較研究を継続すること。
- 緩衝地帯及びその近傍における開発事業のコントロールについて、適切な手法を導入することが必要。
- 世界遺産の推薦及び周辺環境を含めた資産の保全について、地域住民

をはじめとする関係者の理解及び協力又は主体的な取組を推進することが必要。

C) その他

- ・ 令和3年度までに推薦書原案を作成、令和4年度の世界遺産推薦、令和6年度の世界遺産登録を目指している。

(3) 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群（平成19年暫定一覧表掲載）

A) 作業状況

- ・ 学術会議を重ね、当該遺産の価値付けの方向性、価値を証明するための構成資産の選択に関する検討を進めている。

B) 課題等

- 東アジアにおいて中国の影響を受けながら様々な国家が成立した時期に日本列島における国家成立の過程を示すことが、どのような意味を持つか更なる検討が必要。
- 日本が中国大陸や朝鮮半島から文化や技術を摂取していった過程にどのような特徴があるか更なる検討が必要。
- 文化財の追加指定など、主張しようとする価値に対応する構成資産を万全に保護するための法的担保措置について引き続き検討が必要。
- 候補となる構成資産に係る保存活用計画及び包括的保存管理計画の策定に関する検討が必要。
- ほぼ全ての構成資産が地下遺構であるため、遺構の展示方法などインタープリテーション戦略に関する検討が必要。

C) その他

- ・ 令和3年度までに推薦書原案を作成、令和4年度の世界遺産推薦、令和6年度の世界遺産登録を目指している。

(4) 平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群（拡張：平成24年暫定一覧表掲載）

「平泉」は平成23年に2回目の推薦により世界遺産一覧表に掲載されている。その際、最初の推薦時には含まれていたにもかかわらず、再推薦時に含めることができなかつた構成資産を中心に、拡張登録を目指すもの。

A) 作業状況

- ・ 学術委員会等を開催し、拡張登録を行う上での OUV の主題及び構成資産の位置付けについて検討を継続。
- ・ 現時点では、極楽浄土思想に基づく「彼岸（来世）」と「此岸（現世）」の概念を導入し、両者で仏国土（浄土）を表現するものとしている。
- ・ 令和元年 11 月に中国及び韓国から専門家を招聘し、東アジアの仏教における彼岸・此岸の概念及び具現化に関する国際会議を開催した。

B) 課題等

- 拡張しようとする構成資産に関する調査研究の継続及び既に登録されている資産との関係の明確化。
- OUV の主題の確定及びその価値に貢献する構成資産の妥当性の検討。
- 拡張しようとする構成資産における史跡の追加指定など保護措置の更なる充実の検討。

C) その他

- ・ 令和 4 年度までに推薦書原案を作成する予定。

2. 一昨年度、部会より課題等を示された資産

佐渡島の金山（平成 22 年暫定一覧表掲載）

平成 30 年 7 月 19 日付けで、世界文化遺産部会より示された課題に対する対応状況は以下のとおり。

課題 1：多数の鉱山遺産が世界遺産一覧表に記載されている中で、それらと明確に区別される佐渡鉱山の顕著な普遍的価値について分かりやすく説明すること。特に、日本における鉱山遺産である石見銀山との明確な違いを説明すること。

[対応]

- 比較分析で明らかになった点
 - ・ 「佐渡島の金山」の対象時期である 16 世紀～19 世紀は、世界的に科学技術や機械装置が発展する時期であり、伝統的手工業により活発な生産を続けていたのはアジア地域に限られ、かつそこに所在する大規模な鉱山で現在も遺跡として状態よく残り、当時のシステムを伝えているものは石見銀山と佐渡に限られることが分かった。
 - ・ 「佐渡島の金山」は、伝統的手工業による鉱山技術を追求し、独自の進化を遂げ生み出された究極の金生産システムを示す鉱山として、他に類を見ない価値を有することが明らかになった。

○石見銀山との比較

- ・石見銀山は伝統的手工業の観点において技術開発の黎明期、「佐渡島の金山」はその後の発展期と位置づけられるが、規模や開発時期の長さ、国による継続的な管理・運営の点で石見銀山とは異なる。
- ・「佐渡島の金山」は伝統的手工業による技術の究極の形と説明し、石見銀山にはない評価基準（iv）で技術的な価値を強調した。

課題2：佐渡における近世の鉱山技術と労働力編成の在り方に適合した集落とが示す価値について、研究成果に基づく物証との関係を踏まえて分かりやすく説明すること。

[対応]

○価値基準（iii）の説明の精緻化

- ・集落構造が生産体制を伝えていると評価し、管理体制や専門分化された生産組織などの生産体制が、具体的にどのような集落構造から分かるかを紹介し、その発展過程が読み取れることを説明した。

課題3：佐渡鉱山における機械化が、江戸時代の手工業の伝統に基づき当該地域に適用したものであったことについて、より具体的な説明をすること。また、機械化後における技術や鉱山社会について、主張する価値との関係を物証に即して説明すること。

[対応]

○価値基準（iv）の適用と時期の限定

- ・「佐渡島の金山」の各鉱山で鉱床特性に適合した鉱山技術が開発されたと評価し、具体的に各鉱床特性に対しどのような技術が開発されたかを説明した。
- ・価値を伝統的手工業による生産システムに限定したため、機械化後（近代）の鉱山遺構は対象から外した。

課題4：西三川砂金山や鶴子銀山の、シリアル・ノミネーションとしての位置付けを、主張する価値との関係に基づいてより分かりやすく説明すること。

[対応]

○説明方法と資産範囲の再検討

- ・西三川砂金山が、砂金山として古代ローマ時代と19世紀のゴールド・ラッシュ期の間を埋める重要な存在で、かつ「大流し」という独特な採掘・選鉱技術が佐渡の金生産を知る上で不可欠な要素であることを説明した。
- ・鶴子銀山は相川金銀山の開発を導く重要な存在で、その価値は相川金銀山

と一体であると考え、両者をつなぐ古道を保存対象とすることで、相川及び鶴子をまとめ一資産として扱うこととした。

課題5：歴史又は価値の説明を裏付ける研究成果、及び生産技術や労働力編成と物証あるいは絵巻等の史料との関係性について、推薦書本体若しくは付属資料において確実に提示すること。

[対応]

第2章「資産の説明」の写真・図表の大幅な改訂を行い、価値の基礎となる研究成果や史料を盛り込んだ。

- ・ 令和2年度までに推薦書原案を作成、令和3年度の世界遺産推薦、令和5年度の世界遺産登録を目指している。

3. 既に推薦書を提出している資産

北海道・北東北の縄文遺跡群

- ・ 本年1月にユネスコに対して推薦書を提出した。同3月には書式審査を済ませ、推薦書はイコモスへ回付された。
- ・ 本年夏～秋にイコモス現地調査、11月頃にはイコモス・パネルが実施される見込み。